

第4回入善町農業委員会議事録

平成26年11月4日午後1時30分から第4回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 17名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	3番 笹原信一	4番 塚田周一
5番 長田昭	6番 柳澤勝譽志	7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎
9番 紺田與規一	11番 窪野俊和	12番 酒井良博	13番 松原二美榮
14番 上島幸夫	15番 野島浩	16番 市森孝義	17番 中島由起子
18番 手塚喜志子			

欠席委員

10番 愛場正利

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	竹島秀浩
入善町農業委員会	係長	上田久志
入善町農業委員会	主任	上田安彦
入善町農業委員会	主事	上田敬章
入善町農業委員会	主事	柳澤拓也

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第10号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第4	議案第11号 事業計画変更の申請による意見進達について
日程第5	議案第12号 農用地利用集積計画の決定について

議長（鍋嶋 太郎）

皆さまご苦勞様です。天気はいいですが、寒くなってきました。東京へ車で行くことがあるので、そろそろ冬タイヤにしなくては、と思うようになりました。

さて、先月、県下の農業委員会会長の研修会がありまして、長野県中野市へ行ってきました。中野市の農業委員会との意見交換会と、梨畑の梨棚の上に設置している太陽光発電を視察に行ってきました。その太陽光発電は、太陽の向きに合わせて可動するものでした。ただ、自動で動くのかと思っていたら、手動で動かすものでした。どうして、手動の可動式にしたかということ、雨よけや日陰を調整するためにしたのだそうです。農業委員会との意見交換では、私たち富山県は耕作放棄地についての資料を持っていたのですが、中野市の資料にはなく、質問したところ、中野市だけで約440haあるとのことでした。この面積は、富山県全体とほぼ変わらない面積となります。長野県は、山間地が多いため、農業は果樹が中心となり、家族経営が多く経営規模が大きくなりにくく、耕作放棄地が解消に向かうのが難しいということです。

耕作放棄地については、入善町にも一箇所残っております。まちづくり懇談会でもありましたが、耕作放棄地も含めまして、空家、空地対策を願っていきたいと思っております。

また、明日からは、先進地視察研修です。しっかりと学んでいきましょう。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第4回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。5番長田委員と9番紺田委員に決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第10号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第10号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は、9件の申請があります。

まず、申請番号1番、申請地は、入善町中沢〇〇番地の計1筆、台帳地目は畑、現況地目は宅地で、面積は69㎡です。

譲渡人は、入善町中沢〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は朝日町下野〇〇番地の〇〇さんです。

転用目的は「農機具収納庫・車庫用地」で、契約内容は「所有権の移転」です。

譲受人の〇〇さんは、朝日町で農業を営んでいますが、農機具用の収納庫と軽トラック用の車庫を建設する計画を立てたことから今回の転用申請となりました。申請地は、農機具収納庫・車庫用地として利用するための必要最小限な面積と認められます。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっておりますが、転用目的が「農機具収納庫・車庫用地」であり、運用通知第2の1の（1）のイの（イ）のcの（a）による、「農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設」の、「農業用施設」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

この申請地は、昭和47年2月25日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者の同意書、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、申請者が農地法を熟知していなかったため、農地転用の許可を得ないまま、農機具収納庫・車

庫を建設してしまったことから、始末書を添付しての申請となっています。

次に、申請番号2番、申請地は、入善町上野〇〇の計1筆、台帳地目は田、現況地目は宅地で、面積は148㎡です。譲渡人は、入善町上野〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町上野〇〇番地の〇〇さんです。

転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「使用貸借権の設定」です。

譲受人の〇〇さんは、住宅を新築する予定ですが、妻の両親に子どもの面倒を見てもらいたいと考えていることから、妻の実家の隣接地である既存の宅地と今回の申請地を、妻の父親から借り受けての転用申請となりました。

申請地は、住宅、車庫、庭等として利用し、既存の宅地と今回の申請地を合わせた面積は378.95㎡であり、住宅の面積基準を満たしています。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、運用通知第2の1の(1)のオの(ア)のbによる、「住宅用地等が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるもの」に該当すると認められることから、市街化傾向のある区域、第2種農地であると判断します。

第2種農地の許可基準としては、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められるため、「第2種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができる」と認められるものであっても、許可をすることができる」とされ、代替可能性勘案の必要がないことから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

この申請地は、平成26年11月12日に農振農用地から除外予定であり、隣接耕作者は申請者本人、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、譲渡人が農地法を熟知していなかったため、農地転用の許可を得ないまま、住宅を建設してしまったことから、今回は始末書を添付しての申請となっています。

続いて、申請番号3番、申請地は、入善町舟見〇〇、舟見〇〇の計2筆、台帳地目は田、現況地目は宅地で、合計面積は223㎡です。

譲渡人は、入善町舟見〇〇番地の〇〇さん、入善町舟見〇〇番地の〇〇さんの計2名で、譲受人は、入善町舟見〇〇番地の有限会社〇〇です。

転用目的は「資材置場敷地」で、契約内容は「所有権の移転」と「賃貸借権の設定」です。

譲受人の有限会社〇〇は、一般土木工事等を行っている会社ですが、新たに資材置場を確保する計画としたことから、今回の申請地での転用申請となりました。

申請地は、資材置場として利用するための必要最小限の面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「資材置場敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

この申請地は、昭和50年11月25日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者は申請者本人、愛本新用水土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、申請者が農地法を熟知していなかったため、農地転用の許可を得ないまま、資材置場として利用してしまったことから、始末書を添付しての申請となっています。

次に、申請番号4番、申請地は、入善町田ノ又〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積

は500㎡です。

譲渡人は、入善町田ノ又〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、富山市掛尾町〇〇番地、〇〇〇〇号の〇〇さんです。

転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「所有権の移転」です。

譲受人の〇〇さんは、住宅を新築する予定ですが、実家の両親に子どもの面倒を見てもらいたいと考えていることから、実家の隣接地である申請地を買い受けての転用申請となりました。

申請地は、住宅、車庫、庭等として利用し、面積は500㎡であり、住宅の面積基準を満たしています。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

この申請地は、平成26年11月12日に農振農用地から除外予定であり、隣接耕作者の同意書、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

続いて、申請番号5番、申請地は、入善町一宿〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は499㎡です。

譲渡人は、入善町一宿〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、同じく入善町一宿〇〇番地の〇〇さんです。

転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「使用貸借権の設定」です。

譲受人の〇〇さんは、住宅を新築する予定ですが、両親に子どもの面倒を見てもらいたいと考えていることから、家の隣接地である申請地を父親から借り受けての転用申請となりました。

申請地は、住宅、車庫、庭等として利用し、面積は499㎡であり、住宅の面積基準を満たしています。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

この申請地は、平成26年11月12日に農振農用地から除外予定であり、隣接耕作者の同意書、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

次に、申請番号6番、申請地は、入善町青木〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は207㎡です。

譲渡人は、入善町青木〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、同じく入善町青木〇〇番地の〇〇さんです。

転用目的は「農家分家住宅敷地」で、契約内容は「使用貸借権の設定」です。

譲受人の〇〇さんは、住宅を新築する予定ですが、家の農作業を手伝う必要があることや、両親に子どもの面倒を見てもらいたいと考えていることから、家の宅地の一部とその隣接地である申請地を父親から借り受けての転用申請となりました。

申請地は、住宅、駐車スペース、庭等として利用し、既存の宅地と今回の申請地を合わせた面積は約407㎡であり、住宅の面積基準を満たしています。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「農家分家住宅敷地」であり、運用通

知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

この申請地は、平成26年11月12日に農振農用地から除外予定であり、隣接耕作者は申請者本人、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

続いて、申請番号7番、申請地は、入善町春日〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は96㎡です。

譲渡人は、入善町春日〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町春日〇〇番地の〇〇さんです。

転用目的は「資材置場敷地」で、契約内容は「所有権の移転」です。

譲受人の〇〇さんは、自身が経営する〇〇株式会社の資材置場が手狭になってきたことから、申請地を購入し、資材置場として〇〇株式会社に賃貸する計画を立てたことから、今回の転用申請となりました。

申請地は、資材置場として利用するための必要最小限の面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「資材置場敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)による、「既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備するもので、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないもの」に該当すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

この申請地は、平成26年11月12日に農振農用地から除外予定であり、隣接耕作者の同意書、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

次に、申請番号8番、申請地は、入善町下飯野〇〇、下飯野〇〇の計2筆、台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は189㎡です。

譲渡人は、入善町下飯野〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町下飯野〇〇番地の〇〇さんです。

転用目的は「境内地敷地」と「用悪水路敷地」で、契約内容は「所有権の移転」です。

譲受人の〇〇は神社ですが、県道の拡幅により、境内地が一部買収されることになり、それに伴い、社殿等を移転する必要が生じたことから、今回の転用申請となりました。

申請地は、社殿等を移転するための必要最小限の面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「境内地敷地」と「用悪水路敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)による、「既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備するもので、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないもの」に該当すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

この申請地は、平成26年7月29日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者の同意書、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

最後に、申請番号9番、申請地は、入善町小摺戸〇〇の計1筆、台帳地目は田、現況地目は畑で、面積は224㎡です。

譲渡人は、入善町青木〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町小摺戸〇〇番地の〇〇さんです。

転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「所有権の移転」です。

譲受人の〇〇さんは、現在、借家に住んでいますが、今までの生活のことを考え、同一行政区内で住宅を新築する計画を立てたことから、既存の宅地と今回の申請地を譲渡人の〇〇さんから買い受けての

転用申請となりました。

なお、当該申請地は、譲渡人の〇〇さんが、夫が経営する菓子製造業のための資材置場等として利用する計画で、平成10年12月24日付けで農地転用の許可を得て所有権移転登記を行っていましたが、自宅の近くに新たに用地を確保することができたことから、現在は畑として利用している状況であり、今回、事業計画変更の申請を併せて行っております。

申請地は、住宅、車庫、庭等として利用し、既存の宅地と今回の申請地を合わせた面積は396.65㎡であり、住宅の面積基準を満たしています。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっておりますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

この申請地は、昭和47年2月25日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者は申請者本人、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

この申請番号9番に関連して、議案第11号「事業計画変更の申請による意見進達について」、続けて説明をさせていただきます。

それでは、次のとおり、事業計画変更の申請があったので審議を求めます。1件の申請です。

まず、変更前は、譲渡人は入善町小摺戸〇〇番地の〇〇さん、譲受人は入善町青木〇〇番地の〇〇さんで、申請地は入善町小摺戸〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田、面積は323㎡で、転用目的は「宅地」でした。

変更後は、譲渡人は入善町青木〇〇番地の〇〇さん、譲受人は入善町小摺戸〇〇番地の〇〇さんで、申請地は入善町小摺戸〇〇の計1筆、台帳地目は田、現況地目は畑、面積は224㎡で、転用目的は「一般住宅敷地」です。

申請地の地番と面積が変更となっておりますが、これは先ほどの転用申請に必要な部分のみを分筆したためであり、残りの部分は、そのまま畑として利用する予定です。

先ほども述べましたが、当該申請地は、平成10年12月24日付けで農地転用の許可を受けたところですが、自宅の近くに新たに用地を確保することができたことから、今回、事業計画の変更の申請を併せて行うものです。

先ほど提案しました農地法第5条の規定に基づく転用許可申請と併せて、本案件が付議されていますので、よろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

窪野委員

申請番号1番は、私が現地を確認しました。事務局の説明のとおりであり、すでに建物がありました。申請者の権利整理のため申請したものだそうで、問題ないと思います。

中島茂樹委員

申請番号2番を確認しました。事務局の説明のとおりで、すでに住宅が建っておりますし、周囲への影響はないと判断しました。

事務局

申請番号3番は、愛場委員であります。本日欠席のため、伝言を預かっておりますので報告いたし

ます。

「既に資材置場となっており、有効活用されているため、周辺農地への転用の影響はなく、問題ないと考えます。」とのことです。

議長（鍋嶋 太郎）

申請番号4番は、私が確認しました。申請地は、以前、住宅建設のため転用した農地の残地部分であるため、問題ないと判断し、確認印を押しました。

柳澤委員

申請番号5番です。事務局の説明のとおりであり、現地も確認しましたが、問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

笹原委員

申請番号6番の確認をしました。農家分家住宅のための申請でありますし、現場も確認しましたが問題ありません。

紺田委員

申請番号7番は私です。申請地は、水田としては利用しにくい土地でありましたので、土地の有効活用となると思います。周辺への影響もありませんので問題はないです。

塚田委員

申請番号8番は、私が印を押しました。事務局の説明のとおりであります。神社の移転のためということで問題ありません。

手塚委員

申請番号9番は私が確認しました。事務局の説明のとおりです。現地も確認し、問題ないと思い確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

それでは、これより採決を行います。議案第10号、農地法第5条の規定による意見進達について、及び、議案第11号、事業計画変更の申請による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第12号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第12号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成26年11月4日

提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は 18 件の申請があります。

申請番号 1 番。入膳〇〇、入膳〇〇、地目はすべて田、計 2 筆で合計面積は 4,351 m²、公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町入膳〇〇番地の〇〇さん分〇〇さん外、借受人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん、借賃は 10a あたり 14,400 円で期間は 10 年です。

申請番号 2 番。青木〇〇、青木〇〇、青木〇〇、青木〇〇、地目はすべて田、計 4 筆で合計面積は 6,358 m²、貸付人は入善町青木〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町青木〇〇番地の〇〇さん、借賃は現物支給で期間は 10 年です。

申請番号 3 番。東狐〇〇、地目は田、計 1 筆で面積は 2,706 m²、貸付人は入善町東狐〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町東狐〇〇番地の〇〇さん、借賃は 10a あたり 12,100 円で期間は 10 年です。

申請番号 4 番。下飯野〇〇、地目は田、計 1 筆で面積は 2,871 m²、貸付人は入善町下飯野〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町下飯野〇〇番地の〇〇さん、借賃は 10a あたり 12,100 円で期間は 10 年です。

申請番号 5 番。下山〇〇、地目は田、計 1 筆で面積は 3,038 m²、貸付人は入善町下山〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町下山〇〇番地の〇〇さん、借賃は米 2 俵半で期間は 10 年です。

申請番号 6 番。柵山〇〇、柵山〇〇、柵山〇〇、柵山〇〇、柵山〇〇、柵山〇〇、柵山〇〇、柵山〇〇、地目はすべて田、計 8 筆で合計面積は 20,804 m²、貸付人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん、借賃は 10a あたり 14,400 円で期間は 10 年です。

申請番号 7 番。柵山〇〇、柵山〇〇、地目はすべて田、計 2 筆で合計面積は 6,069 m²、公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん、借賃は 10a あたり 14,400 円で期間は 10 年です。

申請番号 8 番。柵山〇〇、柵山〇〇、柵山〇〇、地目はすべて田、計 3 筆で合計面積は 4,775 m²、貸付人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん、借賃は 10a あたり 14,400 円で期間は 10 年です。

申請番号 9 番。柵山〇〇、柵山〇〇、柵山〇〇、柵山〇〇、柵山〇〇、地目はすべて田、計 5 筆で合計面積は 6,052 m²、貸付人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん、借賃は 10a あたり 14,400 円で期間は 10 年です。

申請番号 10 番。柵山〇〇、柵山〇〇、柵山〇〇、柵山〇〇、地目はすべて田、計 4 筆で合計面積は 12,193 m²、公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん、借賃は 10a あたり 14,400 円で期間は 10 年です。

申請番号 11 番。柵山〇〇、柵山〇〇、柵山〇〇、地目はすべて田、計 3 筆で合計面積は 6,109 m²、貸付人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん分〇〇さん外、借受人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん、借賃は 10a あたり 14,400 円で期間は 10 年です。

申請番号 12 番。柵山〇〇、地目は田、計 1 筆で面積は 2,707 m²、貸付人は東京都荒川区町屋〇〇丁目〇〇番地〇〇の〇〇さん、借受人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん、借賃は 10a あたり 14,400 円で期間は 10 年です。

申請番号 13 番。柵山〇〇、地目は田、計 1 筆で合計面積は 754 m²、貸付人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん、借賃は 10a あたり 14,400 円で期間は 10 年です。

申請番号 14 番。柵山〇〇、地目は田、計 1 筆で合計面積は 666 m²、貸付人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん、借賃は 10a あたり 14,400 円で期間は 10 年です。

申請番号 15 番。柵山〇〇、地目は田、計 1 筆で面積は 957 m²、公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん分〇〇さん外、借受人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん、借賃は 10a あたり 14,400 円で期間は 10 年です。

申請番号 16 番。柵山〇〇、地目は田、計 1 筆で面積は 372 m²、公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん、借賃は 10a あたり 14,400 円で期間は 10 年です。

申請番号 17 番。舟見〇〇、舟見〇〇、舟見〇〇、舟見〇〇、地目はすべて田、計 4 筆で合計面積は 9,122 m²、貸付人は入善町舟見〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町舟見〇〇番地の〇〇さん、借賃は舟見〇〇のみ 10a あたり 10,800 円、その他の農地は 10a あたり 13,100 円で期間は 5 年です。

申請番号 18 番。柵山〇〇、柵山〇〇、柵山〇〇、柵山〇〇、柵山〇〇、柵山〇〇、柵山〇〇、柵山〇〇、柵山〇〇、柵山〇〇、柵山〇〇、柵山〇〇、藤原〇〇、藤原〇〇、藤原〇〇、地目はすべて田、計 16 筆で面積は 21,396 m²、貸付人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん、借受人は同じく入善町柵山〇〇番地の〇〇さん、親子間の使用貸借の設定で期間は 10 年です。

続いて、許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 1 号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 3 号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 4 号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

今回は、農業者年金の経営移譲年金の受給に関係した利用権設定です。よろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。

松原委員

入善町農業公社通しの場合、賃借料が 0 円の契約の時、手数料はどうなっていますか。

事務局

賃借料を算定して手数料をいただいております。

農地中間管理機構を通すこととなった場合、富山県農林水産公社としては手数料をとりませんが、入善町は、従来どおり入善町農業公社が事務を行うことから、従来と同様に手数料を取ることになります。

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見等はございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 12 号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等ございませんか。

事務局

それでは、事務局から何点かご連絡いたします。

まず、土地改良区の賦課金についてです。賦課金の負担者について、土地改良区としても明確化されておらず、国や県から指摘があったそうです。そのため、負担者を明確化していくことを土地改良区としても現在検討中とのことです。

農業委員会としましては、従来から農業委員会の議案書を入善土地改良区へ送付しているところであり、土地改良区としては、これを活用し、利用権設定等があった場合に文書を送付するなどして、負担者を明確化していくことも検討しているとのことでした。今後は、入善町に受益地がある全ての土地改良区として、愛本新用水土地改良区と四千石用水土地改良区へも議案書を送付していく予定としており、賦課金の負担者の明確化の詳細については、土地改良区と協議の上取り組んでいきたいと考えております。

また、農地中間管理機構を通した利用権設定の場合については、権利の設定時に明確化されることとなりますので、その情報を提供していくことで対応したいと考えております。

次に、入善町農業委員会が表彰されますのでご報告いたします。人・農地プランの作成や耕作放棄地への取り組みにおいて、農林水産大臣表彰を受けることになりました。11月26日の富山県農業委員等研修大会にて授与されます。当日は、鍋嶋会長が受け取ることとなりますのでよろしく願いいたします。

次に、先進地視察研修についてです。いよいよ、明日午前7時30分に役場前を出発しますので、遅れないようお願いします。また、入善スマートICからの乗車を希望される委員さんがおられましたら、事前に事務局までご連絡くださいますよう、お願いします。

では次に、農地中間管理事業についてです。農地の出し手への支援や地域への取組への支援の内容について、現在までに判明しましたものをまとめましたのでご報告いたします。

注意が必要な点は、スケジュールについてですが、平成27年産の営農に向けた権利の設定において出し手への支援を受けたい場合は、2月の農業委員会で決定する必要があるため、平成27年1月20日までに権利の設定の申し込みをしないといけないということです。

最後に、富山県農業委員等研修大会についてです。今月26日水曜日の午後1時30分から、とやま自遊館にて、富山県農業委員等研修大会が開催されます。12時に役場正面からマイクロバスを手配して、一緒に現地に向かいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

では、他にご意見等がないようですので、これをもちまして第4回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、11月27日 木曜日、午後1時30分から行います。

（閉会 午後2時35分）